

青森公立大学

2024 年度ニュージーランド短期語学研修実施要項

1 研修の目的

夏期休暇中の約3週間で集中的に英語を学習し、語学能力の向上を図るとともに、ニュージーランドでのホームステイを体験することによって異文化の理解を促進し、精神的に自立した人材の育成を目指す。

2 研修先

ワイカト大学ワイカトカレッジ（ニュージーランド、ハミルトン市）

3 研修期間

2024年8月2日(金)～2024年8月25日(日)の約3週間を予定

※但し、航空機の運行スケジュール等により変動の場合あり

※語学研修プログラム期間は、2024年8月5日(月)～8月23日(金)の約3週間を予定

4 (1) 往 路 青森出発日：8月2日(金)

成田空港出発日：8月2日(金)

新青森駅→東京駅→成田空港→オークランド空港(直行便)

※オークランド空港へは現地時間8月3日(土)午前中到着予定

(2) 復 路 オークランド空港出発日：現地時間8月25日(日)

オークランド空港→成田空港(直行便)→東京駅→新青森駅

※現地時間8月24日(土)にオークランド市内ホテルに1泊、成田空港には日本時間8月25日(日)到着予定

5 応募資格

次の資格を全て満たす者

- (1) 2024年4月の時点で学部2～4年次である者(但し、外国からの留学生を除く)
- (2) 2023年度秋学期までの必修英語科目をすべて単位修得しており、同秋学期終了時点の成績で当期及び累積GPAが2.0以上である者
- (3) これまで受験したG-TELP(レベル3)で、120点以上を獲得したことがある者
- (4) 心身ともに現在健康であり、研修期間全てを通じ良好な健康状態を保てる者
- (5) 納付すべき授業料に未納がない者
- (6) 渡航手続き等(英語による)を自己責任で完了できる者
- (7) 日本国内において初中等教育を修了した者、またはそれに相当する者

6 募集人数

13名程度

7 研修に伴う経費等

- ・参加を許可された学生には、助成対象経費の3分の2程度を大学が助成する(初回参加者のみ)
- ・助成対象経費は、ワイカト大学ワイカトカレッジの授業料等経費、ホームステイ宿泊費、往復旅

費、ワクチン接種料、電子渡航認証(NZeTA)取得料、(2023年度負担額は約230,000円)

・助成額の確定は2024年7月頃の予定

※この他、個人の活動費(現地での施設見学料や交通費、個人経費等)、パスポート取得料、G-TELP受験料等、海外旅行傷害保険料等の実費は学生負担

8 応募手続

次の書類を事務局に提出することとする。

- (1) ニュージーランド短期語学研修申請書(事務局で配付)
- (2) 健康診断証明書(指定の病院で内科健診を受診する必要があります。詳細は別途指示しますので、事務局の留学担当の指示に従ってください。)

9 受付期間

2024年3月18(月)～2024年4月19日(金)

10 選考方法

選考は、書類選考及び面接結果にて総合的に判断するが、次の2段階で行う。

- ① 応募資格(2)を充足しているかについて大学側で確認する。
- ② ①を充足した者について面接する。

※面接は2024年4月24(水)～5/1(水)の間で実施

日時、場所、その他連絡事項等については、3階掲示板にて通知する。

選考の結果についても、3階掲示板にて通知する。

11 研修生の義務

最低限、次の義務を全て果たすこととする。

- (1) 定期的開催する渡航者説明会に出席すること
- (2) ワイカト大学ワイカトカレッジの指定する予防接種を受けること
- (3) 誓約・同意書の遵守事項を必ず守ること
- (4) 研修期間中、定期報告を行うこと
- (5) 研修終了後1ヶ月以内に、本学所定の報告書を提出すること
- (6) 帰国後、報告会において報告を行うこと
- (7) 指定されたテスト(G-TELP; レベル3)を2回(短期語学研修前と後)受験すること
2024年7月と2025年1月に、1年次と一緒に受験する(受験料は助成対象外)。
- (8) その他別途大学が定める義務事項を順守すること
※その他詳細は、決定者に対して別途通知する。

12 単位認定

一定の要件と手続によって、卒業要件単位に算入する。ただしGPAには算入しない。

13 注意事項

- ・法律、文化、慣習、医療制度が異なる外国に滞在するということを十分に考慮した上、申し込むこととする。
- ・研修生として決定した場合、やむを得ない事情を除き、原則として辞退は認めない。辞退した場合、辞退までに自己負担した経費については本学からの助成は行わない。
- ・研修生として決定した後、渡航者説明会を通して各自で様々な手続きをするが、クレジットカー

ドの利用や、英文のホームページでの手続き等複雑なものもあり、期限厳守で、指示どおりに手続きしないと留学ができない場合もある。

- 本プログラムに対して重大な虚偽申告や逸脱行為を行った場合、留学先からの強制帰国、助成経費の返還等となることもある。
- 新型コロナウイルス感染症の流行以降、各国では出入国規制検疫体制が強化されています。今後も各国・地域において事前の予告なしに新たな規制等が導入されたり、検疫によって隔離措置がとられるなどの可能性もあります。本学としては外務省、文部科学省及び厚生労働省などのHP等による情報収集、研修先大学との情報交換を通じて、留学事業の安全性の確保に努めており、選考を経て研修生として決定後も、今後の状況に応じて語学研修の中止・延期を含め、新たな対応を行う場合があります。

《問い合わせ先・提出先》
事務局 教務・学生チーム